

## 安城市マンホール広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市下水道事業が管理するマンホール蓋への広告の掲載に関し、安城市広告掲載等実施要綱（平成19年6月26日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載対象マンホール蓋)

第2条 広告を掲載することができるマンホール蓋（下水道人孔の蓋をいう。以下同じ。）は、市下水道事業が維持及び管理を行うマンホール（車道上のマンホールを除く。）に設置されたもののうち、市長が指定するものとする。

### (規格等)

第3条 マンホール蓋に掲載する広告の規格等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 形状 真円
- (2) 大きさ 直径50センチメートル
- (3) 仕様 ステンレス製プレートに広告デザインを印刷したシートを貼付し、表面に滑り止めの特殊エンボス仕上げを施したもの
- (4) 彩色 フルカラー

### (募集)

第4条 市長は、市広報、市の公式ウェブサイトにより、マンホール蓋に広告を掲載する者を、期限を定めて募集するものとする。

### (掲載申請)

第5条 マンホール蓋に広告を掲載しようとする者は、前条の規定による募集の期限までに、安城市マンホール広告掲載申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 掲載を希望する広告の内容、デザイン等が分かる原稿案
- (2) 法人のパフレット等広告を掲載しようとする者が行っている事業の概要が分かるもの
- (3) 掲載を希望する場所が分かる地図等

### (掲載決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請（以下「掲載申請」という。）があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは安城市マンホール広告掲載決定通

知書（様式第2）により、当該申請を却下するときは安城市マンホール広告掲載申請却下通知書（様式第3）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定（以下「掲載決定」という。）により、広告をマンホール蓋に掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、広告を掲載することを認める月の初日（以下「掲載基準日」という。）から1年間、2年間、又は3年間のいずれか掲載申請をした者が希望した期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、掲載期間を1年未満の期間とすることができる。

（掲載期間の延長申請）

第7条 掲載決定を受けた者は、掲載基準日から3年を超えない範囲で、1年を単位として掲載期間を延長することができる。この場合において、当該掲載決定を受けた者は、安城市マンホール広告掲載延長申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項後段の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは安城市マンホール広告掲載延長承認通知書（様式第5）により、当該申請を却下するときは安城市マンホール広告掲載延長申請却下通知書（様式第6）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（掲載決定等の基準）

第8条 同一のマンホール蓋に対して複数の者から掲載申請及び前条第1項後段の規定による申請（以下「延長申請」という。）があった場合における掲載決定又は同条第2項の規定による承認（以下「延長承認」という。）の優先順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一順位に複数の者があるときは、抽選により順位を決定する。

（1）延長申請をした者

（2）前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、掲載しようとする広告の内容に公益性があると認められる者から掲載申請があった場合には、当該者を第1順位として掲載決定をすることができる。

（変更申請）

第9条 掲載決定を受けた者は、当該掲載決定に係る広告の内容を変更、又は掲載期間を短縮しようとするときは、安城市マンホール広告掲載内容変更申請書（様

式第7)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは安城市マンホール広告掲載内容変更承認通知書(様式第8)により、当該申請を却下するときは安城市マンホール広告掲載内容変更申請却下通知書(様式第9)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(掲載料等)

第10条 掲載決定を受けた者は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる掲載期間の区分に応じ、当該各号に定める額の作成料及び掲載料(以下「掲載料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 掲載期間が3年間である者 作成料3万円に、掲載料15万円を加えた額
- (2) 掲載期間が2年間である者 作成料3万円に、掲載料11万円を加えた額
- (3) 掲載期間が1年間である者 作成料3万円に、掲載料6万円を加えた額
- (4) 第6条第3項の規定により掲載期間が1年未満である者 作成料3万円に、6万円を365で除して得た額に掲載期間の日数を乗じて得た額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の掲載料を加えた額

- 2 延長承認を受けた者は、市長が定める期日までに次の各号に掲げる延長承認を受けた期間の区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 掲載期間を1年間から2年間に延長された者 掲載料5万円
- (2) 掲載期間を1年間から3年間に延長された者 掲載料9万円
- (3) 掲載期間を2年間から3年間に延長された者 掲載料4万円

- 3 前条第2項の規定による承認(広告の内容の変更に係るものに限る。)を受けた者は、市長が定める期日までに作成料3万円を納付しなければならない。

(掲載料等の還付)

第11条 既に納付された掲載料等は、還付しない。ただし、第13条第1項の規定により広告の掲載を一時停止された場合又は災害その他やむを得ない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により還付する掲載料等の額は、既に納付された掲載料等の額を掲載期間の日数で除して得た額に、同項ただし書に規定する事由が発生した期間の日数を乗じて得た額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 3 前項ただし書の規定により掲載料等の還付を受けようとする者は、安城市マンホール広告掲載料等還付申請書兼請求書(様式第10)を市長に提出しなければ

ならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは安城市マンホール広告掲載料等還付通知書（様式第11）により当該申請をした者に通知するものとするとともに掲載料等を還付し、当該申請を却下するときは安城市マンホール広告掲載料等還付申請却下通知書（様式第12）により当該申請をした者に通知するものとする。

（設置及び維持管理）

第12条 広告デザインを印刷したシートを貼付したステンレス製プレート（以下「広告プレート」という。）は、市長が発注し、掲載基準日の属する月の末日までにマンホール蓋に設置するものとする。

- 2 広告を掲載したマンホール蓋の維持管理は、市長が行うものとする。
- 3 広告プレートの汚損等が生じた場合の原状回復に要する費用は、掲載決定を受けた者が負担するものとする。ただし、市の責による場合は、この限りではない。
- 4 経年により生じた広告を掲載したマンホール蓋及び広告プレートの汚損等について、市はその責を負わないものとする。

（一時停止）

第13条 市長は、広告を掲載しているマンホール蓋について、下水道工事その他公益上必要があると認めたときは、1日を単位としてマンホール蓋への広告の掲載を一時停止することができる。この場合において、その一時停止により生じた損害について、市長はその責を負わない。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を一時停止したときは、安城市マンホール広告掲載一時停止通知書（様式第13）により、掲載決定を受けた者に通知するものとする。

（取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載決定を取り消すことができる。この場合において、その取消しにより生じた損害について、市長はその責を負わない。

- （1）掲載決定を受けた者又は延長承認を受けた者が、市長が指定する期日までに掲載料等を納入しない場合
- （2）掲載決定を受けた者が、市長が指定する期日までに掲載する広告のデザインデータを提出しない場合
- （3）掲載を受けた者が、安城市広告掲載等実施要綱第3条各号のいずれかに該当

した場合

(4) 掲載する広告が、安城市広告掲載等実施要綱第4条各号のいずれかに該当した場合

(5) 災害その他やむを得ない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合

2 市長は、前項の規定により掲載決定を取り消した場合は、安城市マンホール広告掲載決定取消通知書（様式第14）により、掲載決定を受けた者に通知するものとする。

（撤去）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載したマンホール蓋を撤去するものとする。

(1) 掲載期間が満了した場合

(2) 第13条第1項の規定により掲載決定を一時停止した場合

(3) 前条第1項の規定により掲載決定を取り消した場合

2 前条各号に該当することにより撤去された広告プレートは、市長が処分する。ただし、市長は、掲載決定を受けた者が希望するときは、当該掲載決定を受けた者に譲渡することができる。

（広告主の責任）

第16条 広告の内容に関する一切の責任は、掲載決定を受けた者が負うものとする。

（損害賠償請求）

第17条 広告の内容により市に損害が生じた場合は、市長は掲載決定を受けた者に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。